

公布された規則のあらまし

佐賀県立 21 世紀県民の森設置条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 26 号）

- 1 佐賀県立 21 世紀県民の森の施設から、キャンプ場を削除することとした。（第 4 条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

佐賀県公有財産規則の一部を改正する規則（規則第 27 号）

- 1 課等の長が執行することができる財産の管理の事務の区分を定めることとした。（第 2 条の 2 及び別表第 1 関係）
- 2 行政財産の原形の変更に関する手続を定めることとした。（第 19 条の 3、別表第 1、様式第 10 号の 3 及び様式第 10 号の 4 関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この規則は、公布の日から施行することとした。